

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (06-6615-6687) 建設局公園緑化部調整課 (06-6615-6750)
処分担当名	当該有料施設を所管する公園事務所 ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所
処分の名称	都市公園の有料施設の入場制限、退場
概要	有料施設の適正な管理運営や市民の利用に著しく支障をきたさないよう、大阪市公園条例第9条の5で 入場制限、退場について定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第9条の6において読み替えられた第9条の5 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、「代行施設以外の有料施設」への入場を断り、又は「代行施設以外の有料施設」から退場させることがあります。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者で成年者が 同伴しないもの (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (3) 施設又は附属設備を損傷するおそれがある者 (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (5) 施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者 (6) 管理上必要な指示に従わない者 (7) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考(参考)	大阪市公園条例 第9条の5 代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入場を 断り、又は代行施設から退場させることができる。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者(以下「就学 前児童」という。)で成年者が同伴しないもの (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (3) 施設又は附属設備を損傷するおそれがある者 (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (5) 施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者 (6) 管理上必要な指示に従わない者 (7) その他管理上支障があると認める者 第9条の6 第9条の2から前条までの規定は、代行施設以外の有料施設について準用する。この場合におい て、第9条の2から前条までの規定中「代行施設の指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとす る。